

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第10号：令和6年1月4日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内 容

- ・令和6年作付 飼料用稲の種子購入申込について
- ・「農業物価高騰対策支援事業補助金」申請の受付が始まります！
- ・「配合飼料価格高騰対策事業補助金」のお知らせ
- ・植物検疫について
- ・高病原性鳥インフルエンザ対策について
- ・森林を所有されている皆さまへ
《令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます》

農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています →



【友だち登録お願いします】
垂水市公式LINE
アカウントはこちら →



令和6年作付 飼料用稲の種子購入申込について

経営所得安定対策事業等により飼料用稲を作付される方は、1月15日までに農林課農政係までご連絡ください。

※飼料用稲（WCS用）とは種子が完熟する前に稲を刈り取り、穂と茎葉を丸ごとサイレージ（発酵）化するホールクロップサイレージ用の稲です。

◆ 申し込み期限：令和6年1月15日（月）

◆ 販売予定種子

品種名	販売単価（税込）	最小注文単位
タチアオバ	495円/kg(予定) (R5年実績 495円/kg)	20kg

◆ 購入先（予定）：株式会社境田（鹿屋市吾平町）

◆ その他：振込手数料が別途加算されます。正確な代金は、令和6年4月下旬頃に申込者へお知らせします。

※必要な数量を確実に確保することから、申し込み期限の厳守をお願いいたします。

「農業物価高騰対策支援事業補助金」 申請の受付が始まります！

農林業資材等の価格高騰に伴い、農林業の経営に多大な影響を受けている市内の事業者の負担を軽減し、経営安定を図るため、事業継続に必要な資材等の購入費用を支援します。

【交付要件】

下記の全ての項目に該当する農林業者（法人を含む）

- （1）垂水市に住所を有していること
（法人にあっては、市内に事業所又は営業所を有すること）
- （2）市税等の滞納がないこと
- （3）令和4年分の販売金額（売上）が50万円以上
（法人の場合は、最新事業年度の販売金額が50万円以上）

【交付金額】

- ・ 5万円

【必要書類等】

- ・ 農林業資材等の領収書（総額5万円以上）
- ・ 通帳のコピー
- ・ 印鑑

【申請期間】

- ・ **令和6年1月4日（木曜日）から3月15日（金曜日）まで**

※本事業の申請につきましては、垂水市農林課にご相談ください。

「配合飼料価格高騰対策事業補助金」のお知らせ

配合飼料価格の高騰による畜産経営に及ぼす負担を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している畜産経営体に対して、生産者積立金の一部を助成いたします。

【対象者】

下記の項目をすべて満たす畜産経営体（法人含む）

- （1）市内に住所を有すること
（法人にあっては、市内に事業所又は営業所を有すること）
- （2）市税等の滞納がないこと
- （3）市内に経営する畜舎があること
- （4）配合飼料価格安定制度に加入していること

【対象経費】

- ・ 配合飼料安定基金の令和5年度積立額

【補助額】

- ・ 補助対象経費の6分の1以内（上限額100万円）

【必要書類等】

- ・ 基金の契約書の写し及び基金の積立額の支払いを証明できる書類

※本事業の申請につきましては、垂水市農林課にご相談ください。

植物検疫について

重要病害虫の侵入を防止するため、沖縄県や奄美大島、トカラ列島等の一部地域からサツマイモやエンサイ、かんきつ等の植物の持ち出しが禁止されています。病害虫のまん延防止にご協力をお願いします。

南西諸島 から 小笠原 持ち出し禁止
 沖縄・奄美・トカラ

サツマイモやエンサイなどの植物は持ち出しが規制されています。手荷物だけでなく、宅配便の持ち出しもダメです。

持ち出せない植物の一例

お土産には要注意だよ!



主な持ち出せない植物

サツマイモ(紅イモなど)の生塊根	エンサイ(聖心菜・ワンヂューバー)の生莖葉
サツマイモ(紅イモなど)の生莖葉	ゲッキョ

高病原性鳥インフルエンザ対策について

■高病原性鳥インフルエンザの対策は万全ですか？

「飼養衛生管理基準」のポイントを参考に防疫対策をお願いします。

「飼養衛生管理基準」を確認し、衛生管理をチェック、改善、万全の農場防疫対策を！

○「飼養衛生管理基準」のポイント

県メールマガジン登録用QRコード →



・最新情報(家畜伝染病発生情報等)の確認

・農水省HP、県メールマガジンの活用

・衛生管理区域の設定と消毒の徹底



関係者以外の農場への立入を禁止



農場(畜舎)に入内する際には、消毒を実施



飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

- ・衛生管理区域専用の作業衣・靴設置
- ・衛生管理区域入退場時の車両消毒、手指消毒
- ・定期的な畜舎、器具の清掃・消毒
- ・畜舎専用の作業衣・靴の設置
- ・畜舎等出入時の手指、作業衣、靴の消毒
- ・外部からの人、車両の進入の制限
- ・畜産関係施設での交差汚染防止対策の徹底

・野生動物や害虫の侵入防止、駆除

・防護柵・防鳥ネットの適切な設置、ねずみ駆除

・家畜の健康管理と早期通報

・農場に立ち入った人、車両、導入家畜の記録
 ・外部からの導入家畜の隔離と健康観察

ご協力をお願いします！



■次のような症状が現れますので観察をお願いします。



沈うつ・羽毛の逆立ち



肉冠のチアノーゼ



肉冠の出血・壊死

★症状を確認したときは？

直ちに肝属家畜保健衛生所 (☎0994-43-2515) に連絡してください。

森林を所有されている皆さまへ

《 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます 》

- ✓ 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。
- ✓ 法施行より前に相続した不動産も、義務化の対象です。
- ✓ 新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

Q1 相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。
※正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

Q2 義務化が始まるのは、いつからですか？ 義務化前に相続した不動産も対象ですか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。
令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（令和9年3月31日までに申請する必要があります。）ので、要注意です。

Q3 不動産を相続した場合、どう対応すればいいですか？ 相続人が多数いて、早期の遺産分割が難しいのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。
早期の遺産分割が難しい場合には、「相続人申告登記※」という簡便な手続を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。
※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人の1人であることを申告する、簡易な手続です。

Q4 相続登記については、どこに相談すればよいですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。

▶ 鹿児島地方法務局 鹿屋支局（0994-43-6790）

Q5 自分の森林がどこにあるのか分からないのですが。

森林が所在する（と思われる）地域を管轄する市町村の林務担当部局等にご相談ください。

Q6 森林を今後どのように管理したら良いか分かりません。

森林が所在する地域を管轄する都道府県の出先機関や市町村の林務担当部局、森林組合等にご相談ください。